重度障害者(障)および

高齢重度障害者医療費助成制度(高)

対象者は、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、 精神障害者保健福祉手帳1級の方です。

乳幼児等医療費助成制度(乳)

対象者は、0歳から12歳(小学校6年生)までの 乳児、幼児、児童です。

母子家庭等医療費助成制度(母)

対象者は、母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、および 遺児(ただし、お子さんが18歳に達する年度の末まで)です。

の改正について

【 障 高 乳 の所得基準額の改正点】

(ぶ) 所得基準額が次のように変わります

本人、配偶者、扶養義務者の市町村民税所得割税額が23万5.000円未満の方が対象になります。 市町村民税所得割額が23万5,000円以上でも、現在の制度の所得基準を満たす対象者は、平成23年6 月末まで経過措置の対象となります。

ただし、乳幼児等医療制度については、1歳になる月の末日までは所得制限がないため、全員に受給 資格があります。

現在の所得基準	現在の制度	平成21年7月から	平成23年7月から	
現在の所得基準 扶養人数に応じて限 度額が異なります。		経過措置		→ mT↓↓
	— 般	— 般	— 般	市町村民税所得割税8 23万5,000円未満
年金・給与収入				年金収入が80万円以下、
65万円以下	低所得者	低所得者	低所得者	もしくは年金収入を加え た所得が80万円以下

【 母 の所得基準額の改正点】

゚所得基準額に変更はありませんが、低所得者の区分を拡大します

児童扶養手当の	現住の削浸	半成21年7月から	平成23年7月から
た里状食子ョの 所得制限を準用 扶養人数に応じて限 度額が異なります。	— 般	_	般
年金・給与収入 65万円以下	低所得者	低所	得者
65万円以下	瓜川侍有	15.0771	1.3 11

年金収入が80万円以下、 もしくは年金収入を加え た所得が80万円以下

【 障 高 母 の一部負担金の改正点】

€ 7月からのひとつの医療機関や薬局での1か月の負担額は次のとおりです。

名也区八	改正	E前	改正後		
負担区分	外来	入 院	外 来	入 院	
経過措置			1日900円限度 (月2回まで)	1割負担 (3,600円まで)	
— 般	1日500円限度 (月2回まで)	1割負担 (2,000円まで)	1日600円限度 (月2回まで)	1割負担 (2,400円まで)	
低所得世帯	1日300円限度 (月2回まで)	1割負担 (1,200円まで)	1日400円限度 (月2回まで)	1割負担 (1,600円まで)	

母子家庭等医療費助成制度では、所得基準に変更がないため、経過措置の対象者はありません。 入院の一部負担金を3か月連続して支払われた場合、4か月目以降の負担はありません。 保険診療分のみ(入院時食事標準負担額は除く)が対象になります。

【 乳 の一部負担金は変わりません】

平成20年7月からの市単独事業を継続するため、一部負担金の変更はなく、0歳から小学校3年生までは入院、 通際の一部負担会が無料、小学などによっています。 通院の一部負担金が無料、小学校4年生から6年生は入院の一部負担金が無料(申請による助成)です。



4 8・3 0 c (滝野庁舎) (滝野庁舎) 0

思療機関で受診 目己負担(保険診 を継続20条件の制度です。 を継続20条件の制度です。 を継続20条件の制度です。 を継続20条件の制度です。 を継続するため、所得制限 でするため、所得制限 でするため、所得制限 を継関で受診 を継関で受診 をとなります。 をとなります。 をとなります。

老人医療費助成制度(老)の改正について

対象者は、65歳以上69歳以下の方です。

【改正点】

(ぶ) 所得基準額が次のように変わります

市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円 以下の方が対象になります。

現在の制度の低所得 に該当する方(市町村民税非課税世帯)で、年金収入を加え た所得が80万円を超える方は、平成23年6月末まで経過措置の対象となります。 また、現在の制度で一般の区分に該当する方は、新制度では老人医療費助成制度 の対象外となります。

現在の制度 平成21年7月から 平成23年7月から 市町村民税非課税の 方で、現役並み所得 助成対象外(3割負担) 世帯に属さない方 (2割負担) 世帯全員が市町 村民税非課税 経過措置 (2割負担) 低所得者 (2割負担) 低所得者 低所得者 (2割負担) (2割負担) 低所得者 低所得者 年金・給与収入一 低所得者 (1割負担) (1割負担) 65万円以下 (1割負担)

世帯全員が市町村民税非課 税で、本人の年金収入を加 えた所得が80万円以下

世帯全員が市町村民税非課 税で、その世帯全員が年金 収入80万円以下かつ所得 がないこと

老人医療費助成制度の1か月の負担限度額 - 変更はありません -

X	分	負担割合	入院(個人)	外来(個人)	同じ世帯の老人医療費受給者 全員の一部負担金の合計額
市町村民	低所得者	2割	24,600円	8,000円	24,600円
税非課税 世 帯	低所得者	1割	15,000円		15,000円

(注)低所得者 …世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方(80万 円を超える方でも、世帯全員が市町村民税非課税の場合は、平成23年6月末までは経過 措置として対象になります)

低所得者 …世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯全員が年金収入80万円以下かつ他に所得がな い方

保険診療分のみ(入院時食事標準負担額は除く)が対象になります。